

**「企業会計基準公開草案第 49 号(企業会計基準第 21 号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」
及び関連する他の会計基準等の改正案」に対する意見**

2013. 03. 15

このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 親会社株主に帰属する当期純利益の表示について（「連結財務諸表に関する会計基準（案）」第 39 項）
(意見)

2 計算書方式の場合は、当期純利益に非支配株主に帰属する当期純利益を加減して、親会社株主に帰属する当期純利益を表示することとされているが、1 計算書方式の場合や、包括利益の表示に合わせて、当期純利益の直後に付記する方法によるべきである。

(理由)

2 計算書方式の「連結損益計算書」と「連結包括利益計算書」とで表示が整合していないことは問題があるとする。また、1 計算書方式の場合とも整合させることがより適切であり、さらに国際的な会計基準の取扱いを踏まえて付記する方法とすることが望ましいと考える。

2. 親会社株主に帰属する当期純利益の名称について（「連結財務諸表に関する会計基準（案）」第 39 項）
(意見)

「親会社株主に帰属する当期純利益」、「非支配株主に帰属する当期純利益」という言葉が使われているが、一方で、包括利益に関しては「親会社株主に係る包括利益」、「非支配持分に係る包括利益」とされている。包括利益に関しても「帰属する」に統一してはどうか。

(理由)

特段の理由がない限り、統一することが適切ではないか。また、「係る」に統一することも考えられる。

3. 連結株主資本等変動計算書の設例について（「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針(案)」設例 3）

(意見)

〔設例 3〕に、株主資本以外の各項目について主な変動事由及びその金額を連結株主資本等変動計算書に表示した場合の例があるが、この場合は、非支配株主に帰属する当期純利益についても当期純利益の行に記載するほうが適切ではないか。

	株主資本				評価・換算差額等	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10,000	1,000	5,000	16,000	1,000	1,980	18,980
当期変動額							
剰余金の配当			△1,000	△1,000		△60	△1,060
当期純利益			2,560	2,560		300	2,860
その他有価証券の売却による増減					△81	△9	△90
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減					141	△51	90
非支配株主に帰属する当期純利益						300	300
当期変動額合計	—	—	1,560	1,560	60	180	1,800
当期末残高	10,000	1,000	6,560	17,560	1,060	2,160	

(理由)

株主資本以外の各項目について主な変動事由を表示する場合については、それぞれの事由に非支配株主持分に関する記載がなされるため、非支配株主に帰属する当期純利益だけ別に記載するのは整合的ではないのではないか。

(補足)

仮にそのままとする場合には、「当期純利益」ではなく「親会社株主に帰属する当期純利益」とすべきではないか。

3. 連結株主資本等変動計算書の表示について（「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」第11項）

(意見)

今回の改正で、当期純利益と包括利益についての考えが整合的になったため、連結株主資本等変動計算書において、当期純利益とその他の包括利益を表示し、これらに関する非支配株主持分の金額を記載することができるようにすることが望ましいと考えている。

	株主資本				評価・換算差額等	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10,000	1,000	5,000	16,000	1,000	1,980	18,980
当期変動額							
当期純利益			2,560	2,560		300	2,860
その他の包括利益					60	△60	△90
剰余金の配当			△1,000	△1,000		△60	△1,060
当期変動額合計	—	—	1,560	1,560	60	180	1,800
当期末残高	10,000	1,000	6,560	17,560	1,060	2,160	

① 現行の基準のままでも、株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合に、上記のような表示ができると考えられるか否かを教えていただきたい。

② ①でできない場合には、上記のような表示ができるようにすることが望ましいと考える。

(理由)

連結損益計算所、連結包括利益計算書、連結貸借対照表との関係が理解しやすいこと、国際的な会計基準の取扱いを踏まえた表示ができることから望ましいと考える。

以上